

緊急事態措置下における対策（令和3年5月12日）

1 医療体制等について

(1) 自宅待機・療養中、宿泊療養中の死亡者の状況について

- (i) 期 間 : 令和3年3月1日から令和3年4月30日
- (ii) 死亡者数 : 19人（総患者数13,532人）
- (iii) 内 訳 : (保健所別) 県健康福祉事務所3、神戸4、尼崎4、姫路0、西宮1、明石7
(男女) 男10、女8
(年齢) 40代2、50代1、60代1、70代6、80代8 ※年代、性別非公表1

(2) 兵庫県への看護師・保健師の応援派遣について

本県の要請を踏まえ、厚生労働省・全国知事会の調整により、看護師・保健師が県及び医療機関から兵庫県へ派遣可能との回答を得、順次、派遣受入れに向けた調整を実施

①看護師(39名)

- (i) 派遣受入期間 : 5月4日(火)以降、6月中旬までを予定
- (ii) 業務内容 : 新型コロナ患者受入病院の重症病床等における看護
- (iii) 派遣元内訳 : 大学病院、公立学校共済組合、国立病院機構等 25病院
- (iv) 当面の派遣先 : 神戸市立医療センター中央市民病院、同 西市民病院、
神戸大学医学部付属病院、明石市立市民病院

②保健師(15名)

- (i) 派遣受入期間 : 5月10日(月)～5月31日(月)
- (ii) 業務内容 : 保健所等での疫学調査、自宅待機者・療養者の健康観察等
- (iii) 派遣元・派遣先内訳 : (派遣元) 宮城県、福井県、富山県、高知県、鳥取県
(派遣先) 県宝塚健康福祉事務所、県伊丹健康福祉事務所、
神戸市、西宮市、姫路市

(3) 社会福祉施設事業者への感染防止対策の徹底について

事業者に対し、感染防止対策の徹底を依頼

- ・従事者の体調管理、換気徹底、消毒液設置、マスク着用等基本的な感染対策を徹底
- ・従事者の家族に症状がある、PCR検査を受けている場合、当該従事者の出勤を控えさせること
- ・職員等の積極的なPCR検査の実施
- ・ショートステイやデイサービス等の通所利用者に、施設利用前に、利用者家族に症状がないかやPCR検査を受けていないかを確認するなど、ウイルスを施設に持ち込ませないよう十分配慮
- ・施設内で感染疑い事案(発熱など)が発生した場合は、ただちに保健所に連絡し、指示に従うこと
- ・症状を訴える利用者がいた場合、利用状況などを記録し、保健所の調査に協力

(4) 「ひょうご女性サポートホットライン～ここふれ～」の設置について

新型コロナウイルス感染症の影響などによる様々な不安や悩みをかかえている女性のための相談窓口を設置

- (i) 開設日 : 令和3年5月18日(火)
- (ii) 開設時間 : 火～土曜日 9:00～12:00 (※祝日、年末年始除く)
- (iii) 対象者 : 兵庫県内在住の女性

2 緊急事態措置への対応について

(1) 緊急事態措置の延長に係る飲食店等に対する協力金

- ・対象者 : 県からの休業又は時短営業の要請に協力した店舗を運営する事業者
 - ・対象要件 : ①酒類及びカラオケの提供（酒類の持ち込みを含む）をやめること
②休業、又は通常、午後8時以降も営業している店舗が営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること
 - ・支給額等 : 1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数
- 〈中小企業〉
前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定
- | |
|-----------------------------------|
| ・10万円以下の店舗：4万円 |
| ・10～25万円の店舗：(前年度等の1日当たり売上高)×0.4の額 |
| ・25万円以上の店舗：10万円 |
- 〈大企業〉
・1日当たり売上高の減少額×0.4(上限20万円)
(中小企業もこの方式を選択可)

(2) 緊急事態措置の延長に係る大規模施設等に対する協力金

①対象施設及び支給対象

- (i) 多数利用施設：映画館等、商業施設、運動・遊技施設、遊興施設（飲食店除く）、博物館等、サービス業
- (ii) イベント関連施設：劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館、運動施設（屋外施設等）、遊技施設

②協力金の概要

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
対象施設	要請に応じた1,000㎡超の施設	要請に応じた1,000㎡超の施設の一部を賃借することにより、当該施設に來場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
支給金額	【休業分】 休業面積1,000㎡毎に20万円/日 (上限検討中)	【休業分】 休業面積100㎡毎に2万円/日 (上限検討中)
	【時短分】 国の基準に基づく協力金（上記に基づき算出した額に「本来の営業終了時間—20時/本来の営業時間」を乗じた額）を支給	

(3) 催物の開催制限（留意事項）について

①催物の開催制限の目安等

- ・人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内
- ・入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物は、中止を含めて検討を要請
- ・参加者等の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等の徹底の要請

②営業時間短縮等の要請

- ・21時までの営業時間短縮を要請（オンライン配信の場合は短縮不要）

③チケット販売の取扱い

- ・5月12日以降に販売開始されるものは、上記①②の要請を満たすこと。